

取調べの可視化 実現ニュース

2014

通算第25号
2014.7.1

今号の特集

- ・法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会可視化議論の現況
- ・5/10大阪 冤罪再審事件の系譜
～今こそ改めて取調べの可視化を考える～
- ・5/31京都 証拠開示・可視化シンポジウム
「証拠は誰のものか？」
- ・「可視化オールくん」うちわとトートバッグを作成

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

「可視化オールくん」うちわとトートバッグを作成

兵庫県弁護士会取調べの可視化実現本部が作成した「ゆるキャラ」可視化オールくんのイラストを用いて、うちわとトートバッグを作りました。うちわは無料、トートバッグは1枚1300円(税込・送料別)。可視化のPRに御活用ください。



◎可視化オールくんのプロフィール

「取調室」という密室の暗闇を照らす目を持つフクロウ。「オール」はフクロウという意味の英語「OWL」とともに、取調べの全過程(ALL)を録画する「可視化」を表しています。1990年代に大阪で生まれ、雌伏20年の時を経て、取調べの可視化法制元年の2014年に颯爽と登場しました。

■お申し込み・お問い合わせ 日弁連法制第二課 電話：03-3580-9904

1 事務当局試案(4月30日)とその改訂版(6月23日)

第26回会議(2014年4月30日)に、法制審事務局による「事務当局試案」が提示されましたが、一部義務化案(取調官裁量論)は消え、全過程録画を原則とする案一本に絞られた上、第28回会議(6月23日)にはその「改訂版」が示されました。しかし、なお、対象事件と例外事由という重要論点の決着ができていません。立証制限事項についても考えておくべき問題があります。

2 対象事件の問題

2013年1月29日の「基本構想」以来、裁判員裁判対象事件の身体拘束事案を「念頭に置いて」検討されてきましたが、第23回会議(2014年2月14日)以降は対象事件の議論が活発になされてきました。有識者委員5名の方から、警察をも含めて全過程・全事件への拡大の工程を示すべきという意見が出され、その道筋をどう付けるかという問題点が提示されました。「改訂版」では、裁判員裁判対象事件の身体拘束事件に検察官の独自捜査事件の身体拘束事

件を対象として付加するという案が示されました。これに対し、日弁連側は有識者委員5名の方の意見に添うべく、いわゆる法定合議+α(被疑者国選の第1段階と同じ事件)から義務化をスタートし、それ以外は取調べ段階と立証段階にそれぞれ努

力義務規定を設け、3年毎に運用状況を検証して順次拡大することを提案し、有識者委員はこれに賛同されています。

3 例外事由の問題

第26回会議では裁判所側とみられる委員からも、事務当局試案の

法制審議会新時代の 刑事司法制度特別部会 可視化議論の現況

取調べの可視化実現本部副本部長

小坂井 久(大阪)

例外事由はなお外延が曖昧で広くなる可能性があり、より明確化する必要がある旨述べられましたが、「改訂版」では修正されています。我々はさらに要件を絞ることを主張しています。また、「事務当局試案」では「当該事件が……指定……暴力団の構

成員による犯罪に係るものであると認めるとき」という例外事由が新たに付加されましたが、この領域は違法取調べの最前線で、隠れた取引が最も行われやすく、最も取調べの適正化(すなわち可視化)を図らねばならない対象といえます。

5 今後の展開など
なお激しく議論されており、決着点は見えておらず、予断を許しません。6月30日、7月9日、17日と会議が予定され、取りまとめがなされることも言われています。また、この機に、最高検から取調べ録画に関する新たな依命通知が出されました。このような状況の下、我々弁護士それぞれが弁護実践こそが実務の現実を決定していくことを改めて銘記すべきだと思われます。

4 立証制限規定の問題

従来、まず義務付け規定があったて、実効性の担保義務違反の場合の制裁、例えば証拠能力規定あるいは立証制限規定があるという論理で考えられてきたものについて、「事務当局試案」では義務付け規定と立証制限規定とを切り離す構想が提示されています。原則全過程録画の「義務付け規定」があるの従来発想は維持されていますが、このような規定は一部録画の危険性を決定的にしかねないとの指摘もあり、一般原則に委ねてしまうこととの間の得喪を考

5/31 京都

証拠開示・可視化シンポジウム 「証拠は誰のものか？」

京都弁護士会刑事委員会委員長 遠山 大輔



捜査の実態を語る 前田恒彦元検事

5月31日、京都放送会館KBSホールでシンポジウムを開催しました。第一部は「あの元特捜検事が語る、検察の闇」と題して、元大阪地検特捜部主任検事の元田恒彦氏から、供述のつまみ食い、捜査報告書の差替え、証拠開示の拒否、近時の証拠物早期還付方針、取調べメモの廃棄等驚くべき実態を語っていただきました。同氏は、自身が刑事罰を受ける立場を経験

したことも踏まえ、真の検察改革には全面証拠開示と取調べの可視化が必要だと結論されました。同氏も加わった第2部のパネルディスカッション「証拠開示が闇を照らす」では、成城大学教授の指宿信氏のコーディネートにより、布川事件の桜井昌司氏から、自身のアリバイを証明する証拠が隠されていたことや自身が受けた取調べの状況を、小坂井久会員から可視化の必要性と法制審特別部会の議論状況を、指宿氏自身からも海外の判例や立法例を、市民に分かりやすく語っていただきました。約400人の参加があり、関西ではトップニュースとして報道されました。時機を捉えた有意義な集会になったと思います。

5/10大阪

今こそ改めて取調べの 可視化を考える

大阪弁護士会取調べの可視化実現本部事務局長 森 直也

まず、元裁判官の木谷明会員(第二東京)が、「えん罪はなぜ発生するのかわからない」をテーマに基調講演しました。本来任意になされたものでない疑いのある自白は証拠にできないはずなのに、現実には殆どの自白が証拠採用されるといふ今日の刑事裁判の問題性を掲げ、改めて全事件・全過程の録画による取調べの可視化の必要性を訴えられました。

定がなされた袴田巖氏の実姉ひで子氏にお越しいただき、お話を伺いました。ひで子氏は巖氏が勾留されて以降、せめて家族くらいは信じてやらなくては誰が信じるのかとの思いを原動力として、巖氏を支えながら闘ってきたといま

す。家族の強い思いが袴田氏を救い出したことが強く伝わるお話でした。その後、再審えん罪事件(袴田事件、名張毒ぶどう酒事件、東住吉事件)の各弁護団から報告がなされました。いずれも被告人の虚

偽自白が有罪の決め手とされており、改めて取調べの全面的可視化が必要と感じさせる報告でした。布川事件の桜井昌司氏からも、自己の経験を元に可視化の必要性が強く訴えられました。

続いて、ジャーナリストの江川紹子氏が講演し、これまで取材した虚偽自白を前提とするえん罪事件を前提に、現在の刑事司法が、なぜ過去の過ち(違法な取調べ)によるえん罪の発生に学び、そこから改善の道を探らないのかと疑問を呈されました。

これらを受けて、木谷会員、江川氏、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」幹事である小坂井久会員(大阪)によるパネルディスカッションが行われました。小坂井会員は、4月30日に法制審特別部会で検討に付された「事務当局試案」に対する批判に答えて、現在警察で行われている取調べ録

画・録音の試行において、裁判員裁判事件に関する取調べのうち平均27分しか録画されていないという検証結果を前提にすれば、最初は限られた事件であっても原則全過程録画義務づけの制度化には一定の意義はあり、その上で、今後の全事件・全過程の録画の実施に向けての道筋を示すことが同特別部会において獲得すべき目標であるとの見解を示しました。木谷会員からは、批判はあっても議論の席を蹴るのではなく、粘り強い努力で少しでもよい案にして欲しいとの要望が示されました。

本シンポは、最後に「取調べの全面的可視化、全面的な証拠開示に向けた制度拡充を求めるアピール」を採択して終わりました。260人も参加者を得て、我々弁護士がえん罪を防ぐために更なる努力をすることの契機となる集会でした。

木谷明氏
袴田ひで子氏
桜井昌司氏
江川紹子氏